

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鈴鹿市長 末松 則子

市町村名 (市町村コード)	鈴鹿市 (24207)
地域名 (地域内農業集落名)	久間田地区 (岸田、花川、下大久保、小谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月9日 (第1回)

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2: 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

久間田地区においては、農家の高齢化、後継者不足、担い手不足により、下大久保では主に田畑の、花川・岸田では主に茶畑の営農継続が困難であり、耕作放棄地の増加が深刻である。大規模な茶園地帯が広がっているが、農家の耕作地が分散錯綜しているため、作業効率が悪い。サルをはじめとする獣害や、台風の大型化等異常気象・自然災害で収穫量に悪影響が出ている。人脈がなく、農業技術が不足している農家が多くいる。取れ高に関わらず、設備投資、維持費用が負担となっている。新型コロナウイルス感染症等の影響により、売れ行きが不調で、損失が発生している。

【地域の基礎データ】主な作物：野菜、茶、施設花き、水稻、麦、大豆、施設野菜、植木、採卵鶏、露地野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

久間田地区は、市の北西部に位置し、水田と畑作を中心に農業に取り組まれている地域である。他の地域と同様、農業従事者の高齢化、後継者不足の中で今後の農業のあり方を考えていく必要がある地域である。そのため、当計画において、新規就農の促進を図り、地域農業の担い手として育成、支援を図る。また、認定農業者を中心とする担い手に対しては、経営の低コスト化など、経営改善を図る農業者を地域の中心となる経営体として位置付ける。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	284.24 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	284.24 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内に存在する農地台帳に登録された農地を、農業利用が可能な農用地等の区域として設定した。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地区の農地利用は、地域内の農業を担う者が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
 茶園地帯においては、集落単位で話し合いを行い、農地の集約化を進めることで、既存農家は効率性を上げつつ、新規参入者を受け入れるため、農地利用の具体的な計画を立案する。
 水田地帯においては、地域内の農業を担う者への集約化を引き続き進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の制度を活用し農地を集積し、遊休農地の発生を未然に防ぐよう努める。地域内の農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて地域内の農業を担う者への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内の農地について、各種補助金等を活用して、土壌改良などの生産基盤の改良を行うことを検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

個人農家での活動には限界があるため、営農技術の伝授、資金・設備面での援助ができるような組織を立ち上げる。一例として、茶畑などに対しては鈴鹿茶ブランド「かぶせ茶」のフランチャイズ形式も考えられる。フランチャイズ形式とは、そのサービスを提供したい者が、そのノウハウを有する者から権利を借り、見返りとして対価を支払うものである。コンビニなどにその実例が見られるが、農業においても近年フランチャイズ化の動きがみられる。この形式では既存の農家からマニュアル・知識・販路等の伝授を受けることができる点も大きな強みである。(副次的に地域への資金流入も見込める)

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

地域の農地の管理については、JA鈴鹿等と連携をすることで、農作業委託も含めて適切に管理していく手法を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	<input type="radio"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ⑧ 担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。
- ⑨ 研修会の実施方針
 「ヒト」「モノ」「カネ」いずれも欠くことはできないが、特に「ヒト」の育成が必要であるため、新規就農者・既存の地域農業者・農業参入希望者が集まり、効率的な最新の農業技術を学び合うための場を設ける。また、人脈作りの場としても活用し、集落ごとの風土や環境面で留意する点を共有することで、農業参入段階でそれらの知識の習得機会となり、早期の離農を防ぐ効果も期待できる。新規就農者が末永く地域農業に携わっていけるような手厚いサポート体制の構築を進めていく。
 農業保険（収入保険・農業共済）への加入促進
 新型コロナウイルス感染症や自然災害の影響により、多く作ってもその分損失となる豊作貧乏となり、結果的に減産・減反を強いられる状況であるため、リスクに備え、安定した所得を得られるように、農業保険への加入について検討する。